

# 米国「長寿年金」の動向

適格長寿年金契約（QLAC）に関する税制の確定を受け、  
401(k)、IRA 等、年金プランからの投資が期待されるー



保険研究部 主任研究員 松岡 博司  
matsuoka@nli-research.co.jp

※本稿は 2015 年 6 月 23 日「基礎研レポート」  
を加筆・修正したものである。

## はじめにーこれまでの経緯等ー

米国では、ベビーブーマー世代（1946 年～1964 年生まれ）の退職が近づくにつれ、退職後の生活資金が枯渇する人が多く出るのではないかとの懸念が高まった。そうした状況下発足したオバマ政権は、生保業界が提供する個人年金に対し、当該問題の有力な解決策となり得る金融商品であると、一貫して好意的な見解を示してきた。

2010 年 1 月、バイデン副大統領を議長に、中流労働者家庭の生活水準の向上に関する検討を行った「ミドルクラス・ワーキングファミリーズ・タスクフォース」は、「まとめの方向性」の中で以下のような個人年金への期待を示した。

『個人年金その他の保証された終身にわたる所得獲得手段の利用を促進する。それらは、貯蓄を将来にわたる保証された給付に転換し、退職者が長寿により資金不足に陥るリスクや投資による損失やインフレによって退職者の生活水準が悪化するリスクを縮減する。』

これを受け、翌月、労働省と財務省が『雇用主が提供する退職プランに加入している労働者に、退職後に終身個人年金その他のアレンジメントを利用することを通じて生涯の所得を確保させ、退職の安全性を強化するには、政府がどのようなステップをとるべきか』についてのパブリックコメントを募集した。寄せられたパブリックコメントは 800 件に及んだ。

7 ヶ月後の 2010 年 9 月 14 日と 15 日には、労働省・財務省合同の公聴会が開催された。同公聴会において、米国生保協会は、『米国政府は、従業員に提供する退職プランの中で雇用主が個人年金を提供しやすくすべきである』という主張を行った。

2012 年 2 月には、大統領経済諮問委員会が『米国の家庭の退職をサポートする』と題する報告書を公表し、年金プランの確定給付型から確定拠出型へのシフトが進む中、インフレや長寿により勤労者の退職貯蓄の費消が懸念されるので、これに対処するため終身年金の普及が必要であり、その普及を抑止する規制を緩和すべきであるとした。これに沿い同日付で、財務省と内国歳入庁が、確定拠出年金プランにおいて長寿年金を購入する上でのネックとなる税務取扱いを改正する政府提案を公表した。

2014年7月、この政府提案が2年半という期間を経て最終ルールとして確定した。10月には401(k)内での長寿年金投資の促進に役立つさらなるガイドラインが発出された(後述)。

このような約4年に及ぶ流れを経て、米国生保業界の、個人年金を退職後の所得保障問題に対応する主力商品にしたいとの野望は、長寿年金という具体的な商品を得て実現した。

長寿年金は、2000年代になって米国に登場した、超高齢期になってからの生活資金の確保を目的とする新しい終身個人年金である。退職時等(65歳等)に、退職貯蓄の一部から年金保険料を一時払いで支払っておき、20年間等の長い待ち期間(据置期間)を経過した超高齢期(85歳等)に入ってから、年金の支払いを受け始める。年金の支払いは終身続く。

年金の支払いまでの待ち期間を長く取ることにより、受取期間中に受ける年金額は相対的に大きなものとなる。そのため仮に、年金受取開始までの間に、退職時に保有していた他の資産を使い切ってしまうとしても、残る超高齢期の生活資金が確保される。

世帯主が若くして死亡した場合の遺族の経済的困窮を救おうとする死亡保障を典型的な保険(インシュアランス)であると見た場合、長寿年金は全く逆の、想定以上に長生きした場合の自らの経済的困窮を救おうとする保険である。こうした点に着目して、長寿年金をリバース・インシュアランス(逆保険)と呼ぶ人もいる。

個人年金全体の販売額に占める割合で見ればいまだ1.1%(2015年)にすぎない長寿年金は、トレンドの最先端部分と呼ぶべきものかもしれないが、長寿年金にかかる米国生保業界の期待は大きいものがある。退職後の生活資金の枯渇問題への懸念の高まりを受け、長寿年金のコンセプトが消費者に受け入れられ始めているようにも見える。2014年に税制取扱い等が確定したことにより、普及に向けた制度面での環境も整った。

これまで弊社では、長寿年金の概要や税制改正案について何回かレポートを行ってきた<sup>1</sup>。本稿では、税制取扱いの確定等、それ以降の長寿年金を巡る動きを報告する。

## 1——長寿年金拡大の原動力となるか 適格長寿年金契約(QLAC)に関する税制改正等の概要

近年の長寿年金を巡る一番大きなトピックは、税制取扱いの確定等、長寿年金を巡る制度的な問題が解消したことであろう。

<sup>1</sup>松岡博司「米国生保のリタイアメントインカムマーケットへの対応 終身にわたる所得ギャップの解消策として個人年金の活用を提案する米国生保業界」基礎研 REPORT February 2011

<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2010/02/rep01102-2.pdf>、小松原章「長寿年金普及を目指す米国政府と生保業界—退職資産の終身年金化を奨励する税制改正の動向を中心として—」保険・年金フォーカス 2012年6月11日

<http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2012/focus120611.pdf>、小松原章「米国退職貯蓄マーケットの動向と注目される終身年金—長寿リスク対応を強化する政府と生保業界—」ニッセイ基礎研レポート 2012年8月27日

[http://www.nli-research.co.jp/report/nlri\\_report/2012/report120827.pdf](http://www.nli-research.co.jp/report/nlri_report/2012/report120827.pdf)、松岡博司「米国の長寿年金—トントン性の活用は有効な長寿リスク対策となるか—」ニッセイ基礎研レポート 2013年8月15日

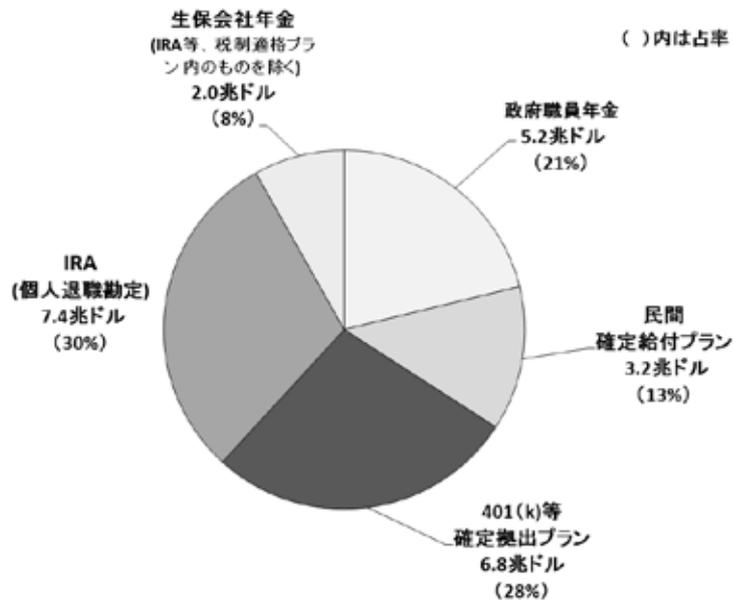
[http://www.nli-research.co.jp/report/nlri\\_report/2013/report130815.pdf](http://www.nli-research.co.jp/report/nlri_report/2013/report130815.pdf)

また今回の税制改正等に関するたいへん参考になる文献として、野村資本市場研究所の野村亜紀子さんによる「米国のリタイアメント・インカム確保策における長寿リスク対応—DC 制度改正と金融サービス業者の試行錯誤—」野村資本市場クォーターリーWINTER2015がある。<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2015/2015win12web.pdf>

## 1 | 401(k)、IRA 等、確定拠出型の年金プランの概要と、これまでこれらの資金で長寿年金を購入する上でネックとなっていた RMD(最低引出義務)制度

米国では、民間の年金プランの主流は、旧来の確定給付型の年金プランから、401(k)プラン、IRA (individual retirement account: 個人退職勘定) 等の確定拠出型の年金プランに移っている。

### 米国の退職貯蓄の残高および内訳 (2014 年末)



(資料) Investment Company Institute” Retirement Assets Total \$24.7 Trillion in Fourth Quarter 2014” より作成

これらは勤労者が在職中に掛け金を計画的に払い込み、投資リスクを負担しながら将来の退職貯蓄を確保する個人勘定タイプの年金プランである。401(k)プランでは、従業員が在職中に非課税の個人勘定で掛け金を積み立て自主運用し、将来の退職時に積み立て残高を取り崩すことにより退職所得に充当する。IRA では、勤労者が在職中に非課税で投資信託や生保の年金契約を購入し退職所得を準備する。IRA はもともと企業年金制度でカバーされない勤労者を対象に発足(1975 年)したが、その後すべての勤労者に適用が拡大された。また、401(k)プラン等を脱退した者の受け皿としても活用されている。印象としては、わが国の企業型 401(k)が米国の 401(k)に相当し、わが国の個人型 401(k)が米国の IRA に相当するようと思われる。

これらの確定拠出年金プランでは、加入者ごとに個別の勘定が設けられ、拠出金およびその運用成果が勘定内に蓄積される。拠出額および勘定の中での運用成果については、その年の連邦所得税が課されず、将来、資産を引き出すときに始めて課税されるという税制上の特典が与えられる。

長寿年金を、米国民の間に普及した 401(k)プランや IRA 等、確定拠出年金プランの投資対象とできれば (=税制適格を有する確定拠出型年金プランの資金で長寿年金を購入できるようにできれば)、長寿年金の普及が大きく前進すると考えられる。

ところが、年金プランの課税繰り延べという税制上のメリットには、年齢制限があった。それは、70.5 歳を過ぎると毎年一定の金額を口座から引き出さねばならないとする RMD (Required Minimum

Distributions: 最低引出義務) 制度である。この RMD が、長寿年金を年金プランの資金で購入する上での大きなネックとなっていた。

確定拠出年金プラン内で長寿年金を購入していた場合、RMD により引出すことが必要とされる金額は、長寿年金への投資額も含めたプラン残高全体の何分の 1 として算出されるが、実際には、長寿年金は 80 歳、85 歳といった超高齢期まで資金化できないので、年金プラン内の他の投資資産を取り崩して必要金額を引き出していかなければならなくなる。これが、401(k) プランや IRA で長寿年金を購入する上での制約となっていた。

## 2 | 2014 年 7 月、適格長寿年金契約(QLAC)に関する RMD からの適用除外ルールの確定

2014 年 7 月、財務省と内国歳入庁が、確定拠出年金プラン等の資金で長寿年金を購入することに関するルール改正を実施した。先述のように、今回の税制改正の元になった政府提案は 2012 年 2 月に行われたものである。それから約 2 年半の期間を経て、最終ルールが取りまとめられたことになる。ルール改正は 2014 年 7 月 2 日から適用された。

今回のルール改正の要諦は、税制上、長寿年金として認められる年金を適格長寿年金契約 (Qualified Longevity Annuity Contract、以下、QLAC) として定義し、QLAC に投資した部分については RMD の適用を免除するとした点にある。QLAC は、RMD に基づく 70.5 歳以降の引出必要額の計算において、年金プランの残高の分母分子から除外される。これにより、QLAC と認定された長寿年金契約を 401(k) プランや IRA 等の確定拠出年金プランの資金で購入することが可能になった。

QLAC の要件等、ルールの概要は以下の通りである。

### 【QLAC の要件】

#### ① 投資上限

QLAC の購入額 (支払った保険料) は、確定拠出年金プラン残高の 25%相当額 (残高比率上限) または 12.5 万ドル (金額上限) のいずれか小さい方の金額以下でなければならない。2012 年の政府提案時には、金額上限は 10 万ドルとされていたが、その後の作業の中で金額上限が 2.5 万ドル引き上げられ、12.5 万ドルとなっている。

#### ② 終身年金の支給開始時期

遅くとも 85 歳。支給開始が 85 歳の誕生日の翌月を超えてはならない。

#### ③ 加入者死亡時の取扱い

遺族(妻等)による年金受取が可能である。

また加入者死亡の場合に既払い保険料 (一時払保険料から既に支払われた年金額を控除した金額) を返還するという特約を付すことも可能である。

もともと加入者死亡の場合の既払い保険料の返還は、2012 年の政府提案では不可とされていた。それに対し米国生保協会が、既払い保険料の返還は通常の年金契約で行われているものである、死亡給付金の支払いにより年金額が減少することとなるマイナスを考慮しても、加入者の早期死亡による元本喪失懸念 (既払い保険料を失ったという損失感) を軽減することができる現実的な対応である、として、要望を出していたことが採用された。

#### ④ 現金解約

解約による一括払い戻しは認められない。一時金、解約返戻金は不可である。  
これは加入者等年金受取人の年金額を最大限確保するという趣旨に基づくものである。

#### ⑤ 契約種類

伝統的な定額年金のみを適格契約とする。  
変額年金契約や株価指数連動型年金は QLAC として認められない。  
これは年金支給額を予測可能なものにするという趣旨による。  
米国生保協会は 2012 年の政府提案時に、個人年金としては一般的なものである変額年金や  
株価指数連動型年金も適格契約に含めてほしいとの要望を行ったが、採用されなかった。

#### ⑥ QLAC であるとの契約への記載

年金契約（約款の一部、または特約、被保険者証）において、「当該年金契約が税制上の適  
格契約として発行されている」旨を記載しなければならない。  
これは加入者、年金制度のスポンサーおよび税務当局に対して適格契約に関する規則が適用  
されていることを確認させるためである。  
2012 年の政府提案時に米国生保協会は、このような条件は、すでに認可された商品に対す  
る変更に相当し、各州保険監督当局への再認可申請が必要になるので設けないでほしいと要  
望したが、採用されなかった。

### 3 | 2014 年 10 月 QLAC を 401(k)等内のターゲットデートファンドに組み込むことを可能とするガイダンス の発出

2014 年 10 月には、財務省と内国歳入庁が、401(k)等内の投資対象として採用されているターゲ  
ットデートファンドに QLAC<sup>2</sup>を組み込むことは可能であるとするガイダンスを発行した。

ターゲットデートファンドは、退職等の目標年が近づくにつれ、リスクの高い資産から低い資産  
へと資産配分が自動的に保守化していくように設計されたファンドである。米国では 2006 年に法  
改正がなされたことと、401(k)プラン設計時の投資対象選定等に関する事業主の免責ルールが設  
けられたことを受け、多くの 401(k)プラン等がデフォルト商品（加入者が運用を開始した際、最  
初に投資対象となる商品：初期設定商品）としてターゲットデートファンドを採用するようになっ  
た。

QLAC をターゲットデートファンドに組み込めれば、QLAC への 401(k)等からの投資が促進される。  
しかし QLAC をターゲットデートファンドに組み入れて 401(k)等で提供することについては、QLAC  
の提供が一定年齢以上の加入者のみを対象に行われるので、投資の選択肢等は全ての加入者に差別  
なく提供されなければならないとする 401(k)等の差別禁止規定に抵触するのではないかと懸念  
があり、進展しなかった。

<sup>2</sup> 財務省と内国歳入庁が発出したガイドラインの文中では、QLAC や長寿年金全般を含む商品分類名である据置年金  
(deferred annuities) という用語が使われている。一方、ガイドラインの表題は「401(k)プランその他の適格確定拠出  
プラン内でターゲットデートファンドを通じて提供される終身年金 (Lifetime Income)」とされている。RMD に対応し 70.5  
歳までに終身年金の支払いを開始する据置年金もないわけではないと思われるが、ここでは長寿年金に限定して考え、税  
制上、401(k)内で購入できる長寿年金は QLAC に限られることから、QLAC という商品区分名を用いている。

そこで財務省・内国歳入庁はガイダンスを発出し、QLAC が組み込まれたターゲットデートファンドが一定年齢以上の加入者限定で提供されているとしても、それが一定の要件を満たしていれば差別禁止規定に抵触することはないとした。同時に、労働省もレターを提出し、QLAC を組み込んだターゲットデートファンドを 401(k)プラン等のデフォルト商品とすることは問題がないことを確認した。

QLAC を組み込んだターゲットデートファンドは、目標年の前後に退職年齢（65 歳）を迎える加入者を対象として提供される。目標年に達するとターゲットデートファンドは解散、QLAC への投資部分については QLAC の証書が交付され、QLAC 以外の資産は 401(k)プラン等内の他の投資選択肢に再投資されることとなる。

本項執筆時点では、QLAC を組み込んだターゲットデートファンドが 401(k)プランで採用されたという報道等は見当たらない。

ただし既に 2010 年 9 月の労働省・財務省合同の公聴会において、メットライフは、同社の長寿年金がいくつかのターゲットデートファンドの確定利付きコンポーネントの中に採用されているとの発言を行っている。こうした実例から考えれば、401(k)内のターゲットデートファンドにおける長寿年金の採用は、すでに行われているのであろう。

## 2—近年の長寿年金の販売状況 税制改正に対応した生保業界の動向

### 1 | 販売状況

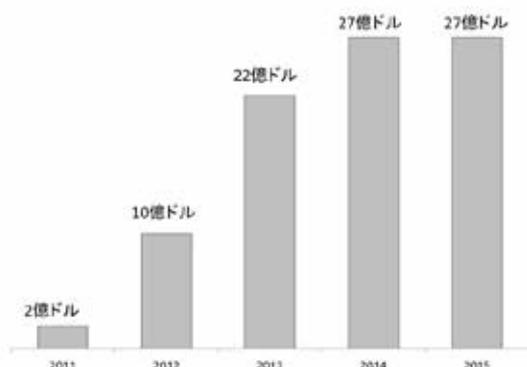
長寿年金の販売額は、折からの低金利局面や QLAC 対応の商品改訂等もあって 2015 年の前半期に落ち込んだが、第 4 四半期には四半期単位では過去最高を更新する等持ち直し、2015 年通年では 2014 年と同水準に落ち着いた。

歴史の浅い長寿年金は、いまだに個人年金市場全体の中では極めて小さな存在(2015 年の全個人年金販売額に占める長寿年金販売額の占率は 1.1%)であるが、米国生保業界が長寿年金にかける期待は大きい。

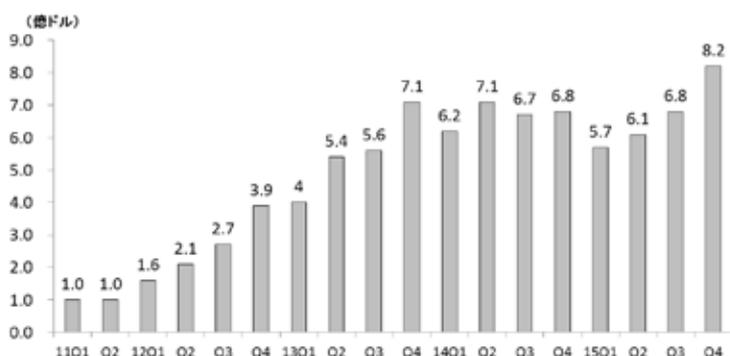
リムラは、より多くの人々が退職後の生活資金源を求めるようになるので、長寿年金を含む終身個人年金は成長するとし、2018 年までに終身個人年金の販売額が倍増すると予測している。

### 米国における長寿年金販売額（収入保険料）の推移

【年単位】



【四半期単位】



(資料) The LIMRA LOMA Secure Retirement Institute ” U.S. Individual Annuity Yearbook - 2014” および ” U.S. Individual Annuities 4th Quarter 2015” より作成

## 2 | 主な販売会社

下表は 2014 年末時点の長寿年金事業における上位生保グループである。

長寿年金事業においては、相互会社が積極的な活動を行っている。相互会社は短期的な収益確保を目指した業務遂行が求められる株式会社とは異なる長期的なスタンスで事業に取り組める会社形態であること、相互会社には相対的に高い格付を有する会社が多いこと、が、その背景にあるものと思われる。

なお、長寿年金市場はいまだ新しい市場であるため、2014 年時点では上位 3 グループだけで約 8 割のシェアを有する寡占的な状況となっている。ただし税制改正等もあって競争が激化する中、シェアは拡散傾向にある。

リムラによれば、2013 年には見るべき業績を挙げている生保会社は 9 社であったが、これが 2015 年第 1 四半期末には 16 グループにまで増加したとのことである。2015 年末現在、このうち 11 社が QLAC の提供を行っている。

長寿年金事業における上位生保グループ(2014 年)

順位	グループ名	中核会社の会社形態	販売額 (百万ドル)	シェア (%)
1	ニューヨークライフ	相互会社	1,119	41.7
2	マスミューチュアル	相互会社	521	19.4
3	ノースウエスタンミューチュアル	相互会社	515	19.2
4	メットライフ	株式会社	167	6.2
5	ガーディアン	相互会社	112	4.2
6	プリンシパル	株式会社	85	3.2
7	AIGグループ	株式会社	51	1.9
8	リンカーンファイナンシャル	株式会社	29	1.1
9	スライベントファイナンシャル	共済	22	0.8
10	CMFGライフ	株式会社	16	0.6
	その他の会社	—	44	1.6
	合計	—	2,681	100.0

(資料) The LIMRA LOMA Secure Retirement Institute ” U.S. Individual Annuity Yearbook - 2014” より

## 3—— QLAC の開発および販売訴求動向

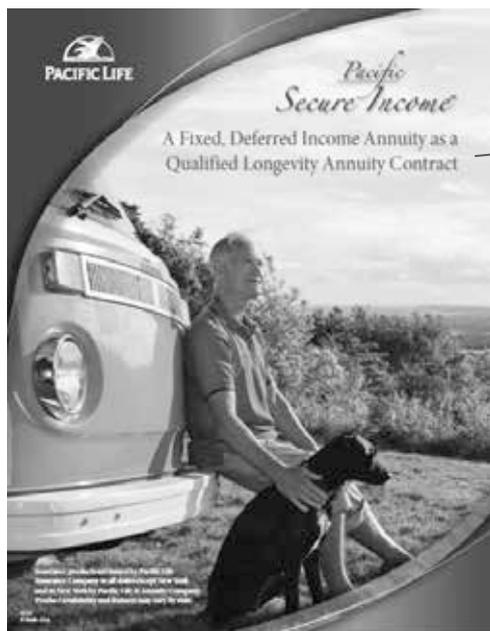
### 1 | IRA 内での購入を前提とする QLAC 商品開発

2014 年 11 月、AIG グループのアメリカンジェネラルが、QLAC としての承認を受けた第 1 号である長寿年金を発売した。契約に QLAC であるとの記載を行い、401(k)や IRA マーケットで使うためには、内国歳入庁の承認を得る必要がある。

翌 2015 年に入ると、多くの会社が追随し、前述の通り、2015 年末時点では 11 社が QLAC の提供を行うようになっている。

これらの会社の多くは、401(k)等、職域タイプの年金プランではなく、個人ベースの IRA 向け商品として QLAC を開発し販売開始している。その背景には、事業主による長寿年金選定に関する責任の所在の不明瞭さに関する懸念や契約管理面での問題等、解決すべき課題が残る 401(k)よりも、そうした問題が少ない IRA を優先しようという判断がある。

## 【パシフィックライフの QLAC のパンフレット】



QLAC としての定額据置終身年金(長寿年金)であることを表紙の商品名下に記載している。

(資料)パシフィックライフホームページから

### 【節税を前面に出したQLACの販売戦略(パシフィックライフの例)】

パシフィックライフは、パンフレットにおいて、IRA内の資金を使ってQLACへ投資するメリットは、節税できること、および、終身年金の額を大きくできることであると表現している。

QLAC資産部分からのRMDはQLACの年金支払が開始されるまで待たれるので最大85歳まで繰り延べできる。QLACに残高の一定金額を振り向けておくことで、RMDで要求される最低引き出し額を小さくすることができる。

次ページの表は、パシフィックライフのQLACのパンフレットに記載されているQLACへの投資に伴う毎年の年金額(資産引出額)、税金額の推移表を転記したものである。

この表は、IRAの資産残高50万ドルを有する65歳の男性が、その時点では、IRA資産を引き出す必要がないので、将来支払う税を最小にすること、将来、高額になる可能性がある医療費支出の支払いに備えることを目的として、加入年齢65歳で、投資上限12万5000ドルのQLACを購入したとの想定で記載されている。QLAC購入により、IRA内の他の資産は37万5000ドルになった。他の投資に当てられる資産37万5,000ドルについては毎年6%、運用により増加するとの前提が置かれている。他の資産部分は70.5歳以降、所定の資産取り崩しと引出が行われるので、6%の増加、一定金額の引出、引出後の資産について6%の増加、一定の引出が繰り返される。

表には対比として、QLACに投資せず、50万ドル全てを他の資産で保有して、毎年6%で増加していく場合の毎年の年金額、税金額も記載されている。

なお、ここで購入されたQLACは、本人のみを年金支払い対象とし、年金支払い開始は85歳、本人が死亡した場合には相続人に既払い保険料が返金される特約がついたタイプの商品ということになっている。

表の左側は、65歳にQLACに加入してから、85歳にQLACの年金支払いが開始される直前の84歳までの年金額と税金額、右側は85歳にQLAC年金の支払いが開始されてから90歳までの年金額と税金額である。

QLACに加入した場合の数値を見る。

QLACに加入した65歳から70歳までは資金の出入りは発生しない。

70.5歳になると、RMDが発動され、QLAC以外の資産（65歳時に37.5万ドルで、その後毎年6%で増加した部分）について、引き出し（年金支払い）が開始される。毎年、前年の引出を行った後の資産が6%増加し、それを元に当年の引出額が決定される。

例えば75歳時のRMDによる引出額は2万2,963ドルである。QLACからの年金支払はまだなく、RMDによる引出額に対して7,288ドルの税金が課される。

一方、QLACに加入しなかった場合には、65歳時の50万ドルが毎年6%ずつ増え続け、70.5歳を迎えた時点で全額がRMDの対象となる。これにより75歳時で見れば、3万2,393ドルの引出（年金）が発生し、税金が9,718ドル課される。

QLAC資産は年金の支払いが開始されるまでの間、税金の対象とならないので、QLACに投資した場合とQLACに投資しなかった場合の75歳時の税額の差は2,430ドルとなる。そして両者の70.5歳から84歳まで15年間トータルの税額の差は4万1,401ドルと巨額なものとなる。

この様子をパシフィックライフはパンフレット上で、「QLACによる年金支払が開始されるまでの間、QLACを購入しない場合に比べて毎年の税金が低額ですみ、15年間の節税額は4万1,409ドルに達します」と表現している。

### 65歳時にQLACに加入した場合と加入しなかった場合の年金額、税金額の対比 （65歳男性が50万ドルのIRA資産のうち12.5万ドルをQLACに当てた場合）

#### 【70～84歳時 節税】

#### 【85歳以降時 年金額の増加】

年齢	QLACを購入した場合				QLACを購入しない場合			年齢	QLACを購入した場合				QLACを購入しない場合		
	RMDに基づく引出額 (年金額)	QLAC契約からの 年金額	合計 年金額	税金	RMDに基づく引出額 (年金額)	税金	節税額		RMDに基づく引出額 (年金額)	QLAC契約からの 年金額	合計 年金額	税金	RMDに基づく引出額 (年金額)	税金	年金額の差
65～70	0	0	0	0	0	0	0	85	40,277	37,673	77,951	23,385	53,703	16,111	24,248
70.5	18,315	0	18,315	5,495	24,420	7,326	1,831	86	41,957	37,673	79,631	23,889	55,943	16,783	23,688
71	19,382	0	19,382	5,815	25,843	7,753	1,938	87	43,667	37,673	81,340	24,402	58,222	17,467	23,118
72	20,510	0	20,510	6,153	27,347	8,204	2,051	88	45,399	37,673	83,073	24,922	60,533	18,160	22,540
73	21,703	0	21,703	6,511	28,937	8,681	2,170	89	47,147	37,673	84,821	25,446	62,863	18,859	21,958
74	22,963	0	22,963	6,889	30,617	9,185	2,296	90	48,471	37,673	86,144	25,843	64,628	19,388	21,516
75	24,295	0	24,295	7,288	32,393	9,718	2,430								
76	25,702	0	25,702	7,710	34,269	10,281	2,571								
77	27,059	0	27,059	8,118	36,079	10,824	2,706								
78	28,622	0	28,622	8,586	38,162	11,449	2,863								
79	30,116	0	30,116	9,035	40,154	12,046	3,011								
80	31,678	0	31,678	9,503	42,237	12,671	3,168								
81	33,310	0	33,310	9,993	44,413	13,324	3,331								
82	35,012	0	35,012	10,504	46,683	14,005	3,501								
83	36,786	0	36,786	11,036	49,048	14,715	3,679								
84	38,633	0	38,633	11,590	51,510	15,453	3,863								
														合計	137,068

(資料)パシフィックライフホームページ掲載の長寿年金パンフレットから作成(2015年6月22日作成)

一方、表の右側、85歳にQLACの年金支払が開始されてからは、QLAC以外の資産部分のRMDに基づく毎年の引出額にQLACからの毎年の年金額3万7,673ドルが加算されるため、QLACに投資していなかった場合に比べて年金額が毎年2万ドル以上大きなものとなる。85歳から90歳時まで6年間では、QLACに投資しなかった場合に比べ総額13万7,068ドル、年金受取額が大きくなる。（ただし実際には毎年の税金額が6年総額で4万1,119ドル増えるので、受取超は差引9万5,949ドルとなる）。

65歳時にQLACの購入に充てた12万5,000ドルは、単純計算では、3万7,673ドルの年金を3年分受け取ることで回収される。

このような形で、QLACは節税商品および年金受取額増額のオプションとして販売アピールされている。

## 2 | 401(k)内での購入を前提とする QLAC 商品開発

2015年5月、メットライフが401(k)プランを対象とするQLACを開発し、職域市場で販売開始した。401(k)市場におけるQLACの販売には、先に述べたような、さらにクリアしなければいけない問題があるとも言われるが、メットライフの担当役員は、401(k)プランにおける長寿年金の可能性が大きいことを強調し、今が他社に先駆けて機先を制する好機であるとしている。

なお、メットライフが401(k)プラン内における長寿年金投資のメリットとして訴求しているポイントはパシフィックライフがIRA向けのパンフレットで述べていることとほぼ同様である。

### おわりに in plan の長寿年金への注力

以上、最近の米国における長寿年金を取り巻く動向を見てきた。

米国生保業界は、401(k)、IRA等の年金プランの中でのQLAC投資を促進しようと力を入れており、最近「インプランギャランティー」という言葉を使用するようになってきている。

QLACの設定において、加入者死亡時の既払い保険料返還というオプションが認められたことは、長寿年金本来の特性であるトンチン性を薄め、少ない保険料支払で大きな年金受給という魅力を減殺するものである。それでもこうした対応を生保業界が求めざるを得なかった状況には、死亡給付のない個人年金が受け入れられることの難しさを見ることができる。

次ページの2つの表は、IRAおよび401(k)プランの年齢階層別の口座残高を見たものである。

QLACの販売対象と考えられる55歳～65歳あたりの残高を見ると、IRAでは55歳～59歳の平均値が12万2,957ドル、中央値が4万1,149ドル、60歳～64歳の平均値が16万5,139ドル、中央値が5万6,807ドル、401(k)では55歳～64歳の平均値が18万771ドル、中央値が7万6,381ドルとなっている。

中央値の4万ドル～7万ドルという残高の人たちは、その25%、1万ドル～2万ドルを上限金額とするQLACを購入できることとなるが、この金額では超高齢期の生活資金を支えるだけの年金給付は期待できない。したがって、QLACの多くについては、将来生活資金の下支え資金を提供することが期待されていると見られるのかもしれない。

一方平均値と中央値との対比から推測される高額残高の高齢層の人たちは、大きな QLAC を購入できることとなる。先に見たパシフィックライフのパンフレットの例示も IRA 残高 50 万ドルという高額所得者を前提とする記載が行われていた。こうした富裕層においては節税額も大きな意味を持つ。

また税制上の特典を気にしない高額購買層というものも想定され、そちらに活路を求め、税制非適格長寿年金を販売する生保会社が現れることも考えられる。

長寿年金市場がどのような発展を見せるか、これからも注視していきたい。

#### IRA の年齢階層別口座残高(2013 年末)

	平均値	中央値
25歳未満	13,103	3,708
25歳～29歳	12,537	5,000
30歳～34歳	20,456	7,661
35歳～39歳	33,784	12,325
40歳～44歳	49,948	17,745
45歳～49歳	68,683	24,264
50歳～54歳	91,976	31,692
55歳～59歳	122,957	41,149
60歳～64歳	165,139	56,807
65歳～69歳	212,812	75,277
70歳以上	219,790	75,627

(資料) EBRI “Individual Retirement Account Balances, Contributions, and Rollovers, 2013; With Longitudinal Results 2010-2013 : The EBRI IRA Database” より

#### バンガードが管理する 401(k)プラン等の年齢階層別 口座残高 (2013 年末)

	平均値	中央値
25歳未満	4,407	1,580
25歳～34歳	25,259	10,272
35歳～44歳	65,204	27,747
45歳～54歳	122,566	52,236
55歳～64歳	180,771	76,381
65歳以上	202,800	72,957

(資料) Vanguard “How America Saves 2014 A report on Vanguard 2013 defined contribution plan data” より